

改 正 後	現 行
<p>第8 事業の実施</p> <p>1 都道府県知事は、県営事業を実施しようとするとき又は団体から団体営事業を実施したい旨の申請があったときは、<u>農村振興局長が別に定める場合</u>を除き当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、農村振興局長が別に定める様式による事業採択申請書、総合計画、推進計画（第6の2により市町村長が作成した場合）、事業計画概要一覧表（2以上の事業を併せ行う場合に限る。）、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び農村振興局長が別に定める書類を、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を經由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））に提出するものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 地すべり等防止法に基づき実施する県営事業 <u>（地すべり防止施設の長寿命化に資する事業を除く。）</u>にあつては、都道府県知事は2により通知を受けたときは、農村振興局長が別に定める様式による実施計画書を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出し、その承認を受けるものとする。</p>	<p>第8 事業の実施</p> <p>1 都道府県知事は、県営事業を実施しようとするとき又は団体から団体営事業を実施したい旨の申請があったときは、<u>地すべり等防止法に基づき実施する事業</u>を除き当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、農村振興局長が別に定める様式による事業採択申請書、総合計画、推進計画（第6の2により市町村長が作成した場合）、事業計画概要一覧表（2以上の事業を併せ行う場合に限る。）、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び農村振興局長が別に定める書類を、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を經由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））に提出するものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 地すべり等防止法に基づき実施する県営事業にあつては、都道府県知事は2により通知を受けたときは、農村振興局長が別に定める様式による実施計画書を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出し、その承認を受けるものとする。</p>

附 則この要綱は、平成29年4月1日から施行する。